

## 社会貢献活動の評価基準について

### 1 社会貢献活動にかかる基本事項

評価の対象となる活動内容は、企業としての自主的な非営利活動で、地域の活性化に資する活動や教育・福祉・文化・スポーツの振興など、社会貢献につながるものが客観的に判断できるものとする。

### 2 社会貢献活動の評価項目

評価対象とする活動は、次の「(1)共通事項」のすべての条件を満たした上で、(2)～(4)のいずれかに該当する事業について、企業として主体的な運営又は支援活動を行った場合とする。

#### (1)共通事項（社会貢献活動の基準）

- ① 直前2年間以上、継続して行われている活動であること。
- ② 活動場소가川西市内であること、又、市外の場合は多数の川西市民の参加が見込まれること。
- ③ 代表者又は社員の個人的な活動でなく企業としての活動であること。
- ④ 無償又は実費で行う活動であること。
- ⑤ 市の関係所管課を含む関係団体への照会又は活動状況の写真、広報誌面、新聞記事等で確認できる活動であること。

#### (2)防災活動に関する事項

- ① 川西市との防災協定の締結
- ② 川西市との防災協定に基づく出動

#### (3)市主催又は共催等の地域貢献活動に関する事項

- ① 源氏まつりの支援
- ② 猪名川花火大会の支援（令和6年開催分で回答すること）
- ③ 川西一庫ダム周遊里山ファンラン
- ④ 猪名川クリーン作戦

#### (4)その他の地域貢献活動に関する事項

- ① 地域おこしに資する事業
- ② 教育・文化の振興に資する事業
- ③ 体育・スポーツの振興に資する事業
- ④ 地域福祉の向上に資する事業
- ⑤ 美化推進その他生活環境の維持・向上に資する事業
- ⑥ 地域の防災・防犯その他安全対策に資する事業

※具体的な活動事例は以下のとおり

- ア 地域コミュニティや自治会主催の文化祭、体育大会、防災・防犯活動
- イ 地元産業組織（商店会・農業関係団体等）主催の地域おこしイベント
- ウ 子ども会・スポーツ少年団等主催の体験学習、世代間交流事業
- エ 地域の老人会・福祉団体主催の生きがい創造事業
- オ 地域での路上違反広告物の撤去活動
- カ 地域のクリーンアップ活動
- キ トライやるウイークの受入れ
- ク チャリティイベント（収益金を公的機関に寄付）の企画及び運営

### 3 その他の留意事項

(1)「その他の地域貢献活動」の評価対象となる活動は、別途作成した「判定基準表」により判定するが、明確な判断が困難な活動については、川西市競争入札審査委員会で審査・決定する。

(2)関係機関や所有者等の許認可・承諾を得ていない場合や地域住民や関係者との間で苦情・

紛争が生じているなど、違法又は不適当な活動と認められる場合には加点対象とせず、又、ランク設定後にこうした事実が判明した場合には加点分を取り消すものとする。

(3)材料費以外に工事費用や手当ての支払いを受けている場合は、原則として地域貢献活動の対象外とする。

(4)本来は評価対象とならない活動について、虚偽又は誇張した内容で申請し、故意に加点を得ようとしたことが明らかなきは、評価の対象外とすることに加え、「不正又は不誠実な行為」として指名停止措置等の対象とする場合がある。